

## 建設産業女性定着支援ネットワーク 参加登録団体規則

### (目的)

第1条 本規則は、「建設産業女性定着支援ネットワーク規約」(以下、規約という。)第4条第1項に基づき建設産業女性定着支援ネットワーク(以下、ネットワークという。)への参加登録を希望する団体又は機関(以下、参加登録希望団体等という。)からの登録申請手続及び審査の方法を定めることを目的とする。

### (参加登録の申請)

第2条 事務局は、参加登録希望団体等から、別記「建設産業女性定着支援ネットワークエントリー用紙」(以下、エントリー用紙という。)、及び次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

一 法人等の規約その他これに準ずる書類

二 会員名簿又はそれに類するもので参加登録希望団体等の構成が分かる書類

2 同条第1項各号で掲げる書類のいずれかの提出が困難な場合は、ネットワークの幹事長及び副幹事長と協議のうえ、代替書類の提出を求めることができるものとする。

### (審査)

第3条 事務局は、参加登録希望団体等から前条に基づき参加登録の申請を受けたときは、規約第2条第1項及び第2項に定める要件を満たす団体等であるか審査し、幹事長及び副幹事長と協議のうえ、参加登録の可否を決定するものとする。

2 事務局は、第2条第1項のエントリー用紙に次に掲げる内容のもと、エントリー用紙の項目にある「主な活動拠点」等の内容から全国団体又は地域団体の区分けを判断するものとする。

一 全国団体とは、参加登録希望団体等の所在地と異なる地方整備局等の管轄区域等(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)※に属する企業等で構成されていること。

二 地域団体とは、以下に掲げる内容のいずれかに該当する団体をいう。

i 参加登録希望団体等が所在する都道府県で主に活動していること。

ii 同条同項第一号に該当していないこと。

※地方整備局等の管轄区域等の一覧は以下のとおり。

北海道開発局　：北海道

東北地方整備局：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東地方整備局：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
山梨県、長野県

北陸地方整備局：新潟県、富山県、石川県

中部地方整備局：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方整備局：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方整備局：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方整備局：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方整備局：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合事務局：沖縄県